和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する実施細則 (趣旨)

第1条 この実施細則は、和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則(昭和50年教育委員会規則第5号。以下「規則」という。)第7条の規定により、規則の実施について必要な事項を定めるものとする。

(開放の日時等)

第2条 学校施設の開放を行う学校施設の種類、日時等は、次の表のとおりとする。

学校施設の種類		曜日等	時間帯	備考	
運動場	休日等以為	外の水曜日	15時から18時まで	小学校及び義務教 育学校に限る。	
	休日等		9時から18時まで		
	休日等以 外の日	月曜日から金曜日まで	18時から22時まで	中学校に限る。	
屋内運動場		月曜日、火曜日、 木曜日及び金曜日	18時から22時まで	小学校及び義務教 育学校に限る。	
		水曜日	15時から22時まで	月子仪に取る。	
	休日等		9時から22時まで		
運動場(夜間照					
明設備の使用を	日曜日等」	以外の目	19時から22時まで	中学校に限る。	
伴う場合)					

備考

- 1 この表、第3条、第4条及び第6条において「日曜日等」とは、日曜日、土曜日及び国 民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 2 この表において「休日等」とは、日曜日等並びに和歌山市立学校管理規則(昭和33年 教育委員会規則第2号)別表1に定める学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年 末休業日をいう。
- 2 前項の規定にかかわらず、12月29日から翌年の1月3日までの間は、学校施設の開放を 行わない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学校教育上の支障その他の事由があるときは、開放学校の学校 長又は教育委員会は、学校施設の開放を取りやめ、又は学校施設の開放を行う日時等を変更す ることができる。
- 4 開放の期間は、毎学年前期として4月から9月まで及び後期として10月から3月までの2 期に分けて行うものとする。

(運営委員会)

- 第3条 規則第4条第1項に規定する運営委員会は、開放学校における使用団体登録を受けた団体の関係者、学校の関係者その他教育委員会が必要と認める者で組織する。
- 2 運営委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 3 運営委員会に顧問を置き、当該運営委員会が置かれる開放学校の校長をもって充てる。
- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることを妨げない。

(運営委員会の事務)

- 第4条 運営委員会は、おおむね次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 学年(和歌山市立学校管理規則(昭和33年教育委員会規則第2号)第2条第1項に規定 する学年をいう。次条において同じ。)ごとに運営委員会名簿(別記様式第1号)を教育委 員会に提出するとともに、必要に応じて運営委員会を開くこと。
 - (2)日程調整会議(学校施設の開放を利用する者(以下「利用者」という。)相互の利用について調整することを目的に開催する会議をいう。)を学年ごとに学校施設の開放を行う学校と調整した上で、第2条第4項に規定する期間の開始月の前月の開催日に開くこと。この場合において、会議開催月時点で新規団体の登録がない及び既存団体の活動日に変更がない場合は、後期分は省略することができる。
 - (3)利用者の日程は、各開放学校の日程調整会議にて、規則第2条第2項及び第3条に規定する団体を対象に決定すること。この場合、日程調整会議開催月の翌月の10日(この日が日曜日等にあたるときは、その日後において最初の日曜日等以外の日。)までに、学校体育施設開放事業使用予定表(別記様式第2号及び別記様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。
 - (4) 開放の期間の途中に登録申請があった場合は、当該期間内に利用可能日がある場合において運営委員会の委員長が登録団体の利用日を決定すること。この場合、速やかに学校体育施設開放事業使用予定表を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、利用団体が学校施設の開放を利用する場合において、次の事項を遵守すること。
- (1) 学校施設の開放を利用する団体、開放学校、教育委員会その他関係する機関との連絡調整をすること。
- (2) 学校施設及びその備品等を点検すること。
- (3) 規則第2条第1項の許可の内容を確認し、開錠、施錠、消灯、清掃等を行うこと。
- (4) 学校施設の開放時の安全管理に関すること。
- (5) 非常時に教育委員会に連絡すること。
- 3 第1項第3号の対象は、和歌山市スポーツ少年団にあっては、原則1団体1開放学校とし、総合型地域スポーツクラブ(総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度において、登録又は認証を受けた団体であって、当該団体の事務所が本市の区域内に存するもの(当該団体に準ずる団体として教育委員会が認める団体を含む。)に限る。次項において同じ。)にあっては、原則1競技1開放学校とし、最大5競技5開放学校とする。ただし、他の開放学校において、第3号の決定後利用可能日がある場合はこの限りでない。

(利用者登録)

- 第5条 規則第2条第2項の登録(以下この条において単に「登録」という。)を受けようとする者は、学校体育施設開放事業使用団体登録申請書(別記様式第4号)に団員名簿(別記様式第5号)及び誓約書(別記様式第6号)を添えて申請をしなければならない。ただし、規則第2条第3項の許可を受けた総合型地域スポーツクラブ及び和歌山市スポーツ少年団においても、同様の申請をしなければならない。
- 2 利用者が前条第1項第3号に規定する日程調整会議に参加しようとする場合は、登録申請を

各開放の期間の日程調整会議の開催月の前月の20日(この日が日曜日等にあたるときは、その日後において最初の日曜日等以外の日。)までに行わなければならない。ただし、各開放の期間中でも、前期にあっては利用可能日の有無に関わらず登録申請を可能とし、後期にあっては利用可能日がある場合にのみ登録申請を可能とするが、毎学年12月28日(この日が日曜日等にあたるときは、その日以前においてその日に最も近い日曜日等でない日。)をもって申請受付を終了するものとする。

- 3 10人以上の者により組織されている団体(継続団体にあっては、5人以上の者により組織されている団体)であって、構成する者の2分の1以上の者が規則第2条第2項第1号アからウまでに掲げる者であるものでなければ、登録を受けることができない。ただし、総合型地域スポーツクラブ及び和歌山市スポーツ少年団はこの限りでない。
- 4 規則第2条第2項第1号アの適当と認める区域は、当該適当と認める区域の適用がないとしたならば、同号ア、イ又はウに掲げるいずれかの者が主たる構成員とならない団体に限り、中学校(開放学校の通学区域をその通学区域に含むものに限る。)の通学区域とする。
- 5 1の団体は、2以上の学校施設に係る登録を受けることができない。この場合において、異なる団体の名称であっても、団員の構成が他の団体の団員の構成と半数以上同じである場合は、1の団体のみの登録とする。ただし、総合型地域スポーツクラブ及び和歌山市スポーツ少年団はこの限りでない。
- 6 教育委員会は、登録をしたときは、学校体育施設開放事業使用団体登録証(別記様式第7号)を第1項の申請をした者に交付するものとする。
- 7 利用者は、教育委員会が指定する期日までに、学校体育施設使用実績表(別記様式第8号) を提出しなければならない。
- 8 登録は、学年の末日までに限り、その効力を有する。
- 9 登録を受けた団体(次項及び次条において「登録団体」という。)は、登録を受けた事項に 変更があったときは、教育育員会にその旨を届け出なければならない。
- 10 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (2) 規則及びこの細則の規定に違反したとき。
- (3) 教育委員会又は学校管理者の指示に従わないとき。
- (4) 運営委員会の円滑な運営に協力しないとき。

(利用申請)

- 第6条 規則第2条第1項の校長の許可を受けようとする登録団体は、学校体育施設使用許可申請書(別記様式第9号)により申請をしなければならない。
- 2 前項の申請は、当該申請に係る開放学校の運営委員会が開く日程調整会議を経て、行うもの とする。

(夜間照明設備の使用を伴う運動場の利用申請)

- 第7条 規則第3条第1項の教育委員会の許可を受けようとする者は、学校運動場夜間照明施設使用許可申請書(別記様式第10号)により申請をし、学校運動場夜間照明施設使用許可証(別記様式第11号)による許可を受けなければならない。
- 2 前項の申請は、利用しようとする日の属する月の前月の21日(その日が日曜日等にあたる

ときは、その日後において最初の日曜日等以外の日。次項において「申請開始日」という。) から行うことができる。

- 3 申請開始日に限り、教育委員会は、抽選会を実施し、同会で申請のあった申請開始日に行われた申請のうち、同一の日の同一の学校施設に係る申請が2以上あったときは、即座に抽選を行い、利用する者を決定するものとする。
- 4 教育委員会は、前項の抽選を行った後においては、申請を受け付けた順序に従って許可をするものとする。

(雑則)

第8条 規則第2条第1項の許可又は規則第3条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る日 に学校施設を利用することができなくなったときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出な ければならない。

附則

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する実施細則(昭和52年4 月1日制定)は、廃止する。

附則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

年度和歌山市立 学校体育施設開放運営委員会名簿

役 職	氏 名	担当事務	所属団名	連續	洛先
				携帯	
委員長				メール	@
司禾早月				携帯	
副委員長				メール	@
壬巳				携帯	
委員				メール	@
				携帯	
				メール	@
				携帯	
				メール	@
				携帯	
				メール	@
				携帯	
				メール	@
				携帯	
				メール	@
				携帯	
				メール	@
				携帯	
				メール	@
				携帯	
				メール	@
				携帯	
				メール	@
				携帯	
				メール	@
				携帯	
				メール	@
顧問	学校長				

※上記を、 年度学校体育施設開放運営委員会名簿として提出します。

また、委員長の連絡先については、登録団体へ周知することに同意します。

委員長

和歌山市立 学校体育施設開放運営委員会

和歌山市立 学校体育施設開放事業 使用予定表 施設種別 運動場

	月火		7	水木				金	_ <u>+</u> _		E			
	A 面	B面	A面	B面	A面	B面	A面	B面	A面	B面	A面	B面	A面	B面
9														
11														
13														
15														
17														
18	/## =#x		/#± = 1 /		/#± =#z		/#± -1 /		/# #z		/## - /		/#± -1 /	
9	備考:		備考:		備考:		備考:		備考:		備考:		備考:	
11														
13														
15														
17														
18	備考:		備考:	l	備考:		備考:		備考:		備考:		備考:	
9														
11														
13														
15														
17														
18	/## -1 /		/#± -1 /		/#± =#z		/# **		/# *		/## - /		/#± -1 /	
9	備考:		備考:		備考:		備考:		備考:		備考:		備考:	
11														
13														
15														
17														
18	備考:		備考:	I	備考:		備考:	1	備考:		備考:		備考:	
9														
11														
13														
15				•										
17														
18	備考:		備考:		備考:		備考:		備考:		備考:		備考:	
9	1冊 行。		畑つ・		畑つ・		III 75 .		I用 つ・		畑つ・		畑 つ・	
11		†	†				†			†			ł	
13			<u> </u>	<u> </u>						<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
15				<u> </u>									<u> </u>	<u> </u>
17		<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>				<u> </u>				
18	備考:	•	備考:		備考:	•	備考:	•	備考:	•	備考:	•	備考:	
		_												

和歌山市立 学校体育施設開放事業使用予定表を提出します。

年 月 日

委員長

和歌山市立 学校体育施設開放運営委員会

月

団体番号	団体名
1	
2	
3	
4	
⑤	
6	
7	
8	
9	
10	
11)	
12	
(13)	
(14)	
15)	

和歌山市立 学校体育施設開放事業 使用予定表 施設種別 体育館

	A面	B面	A面	B面	A面	k B面	A面	B 面	A面	金 B面	A 面	E B面	A面	B 面
9		1				l				1		1		
12														
15														
18														
20														
22	備考:	ı	備考:	ı	備考:	ı	備考:		備考:	ı	備考:	ı	備考:	
9														
12														
15														
18														
20														
22	備考:		備考:		備考:		備考:		備考:		備考:		備考:	
9														
12														
15						•				•	•			•
18														
20														
22	備考:		備考:		備考:		備考:		備考:		備考:		備考:	
9	順行:		渊传:		順方:		1佣45:		佣/与:		渊与:		1佣45:	
12														
15														
18														
20														
22	備考:		備考:		備考:		備考:		備考:		備考:		備考:	
9														
12														
15														
18														
20														
22	備考:		備考:		備考:		備考:		備考:		備考:		備考:	
9														
12										<u> </u>				<u> </u>
15														
18														
20														
22	/# * ·		農老 :		農老 :		農老 :		農 老:		農 老:		農老 :	
<u> </u>	備考:		備考:		備考:		備考:		備考:		備考:		備考:	

和歌山市立 学校体育施設開放事業使用予定表を提出します。

年 月 日

委員長

和歌山市立 学校体育施設開放運営委員会

Νo

月

団体番号	団体名
1	
2	
3	
4	
⑤	
6	
7	
8	
9	
10	
111	
12	
13	
14)	
15	

学校体育施設開放事業使用団体登録申請書

年 月 日

和歌山市教育委員会 教育長 様

代表者氏名	Ī					
生年月日			年	月	日(歳)
	Ŧ					
電 話			_			
携帯電話		_	-			
F A X						
メール						

和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する実施細則第5条第1項の規定により、次のとおり使用団体登録の申請をします。

なお、登録にあたって当申請書、団員名簿及び誓約書を学校及び運営委員会に提供することに 同意します。

施設	学校名	学校	種別		体育館	•	運動場	
	団体名							
	競技名							
使用	5	と 費免除団体該当の有無		有	•	無		
団体	登録	和歌山市スポーツ少年団		有	•	無		
	の有無	総合型地域スポーツクラブ		有	•	無		
		スポーツ少年団に所属している場合 スポーツクラブに所属している場合	- 拠点校とする ・ 拠点校				校としな	V
	氏 名		生年月日		年	月	日(歳)
山体	住 所	₹						
団体連絡先	電 話 (携帯電話)		FAX					
76	メール							

※記載された個人情報については、当事業の目的外には使用しません。

団 員 名 簿

NO.

	Harak le				4 4 5 5 5	t a dat	0	学村	交区		申請校区内に在住していない場合		
番号	指導者	団員	氏	名	生年月日	年齢	住所	小学校区	中学校区	通学校名又は勤務先名	通学校又は勤務先の所在地	学札 小学校区	交区 中学校区
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17			_						_			_	

団員数(申請校区内在住者数 _____人、申請校区内在学または在勤者数____人(在住除く)、左記以外____人、合計___人)

[※]年齢は、 年4月1日現在で記入してください。

[※]申請校区内に在住していない場合、勤務先または通学校名、所在地、学校区を記入してください。

[※]記載された個人情報については、当事業の目的外には使用しません。

誓約書

和歌山市教育委員会 教育長 様

私たちは、学校体育施設開放事業において、学校体育施設を使用するにあたり、以下の使用ルールを 誠実に守ります。

施設使用上のマナー違反や指定された場所以外の無断侵入・無断使用など、この誓約が守れなかった場合は、使用禁止や登録を抹消されても、一切異議を申し立てません。

- 1 使用する学校のきまりに従い、秩序ある学校施設の使用を行います。
- 2 運営委員会の円滑な運営に協力します。
- 3 事前に使用上の注意を受け、学校管理者の指示に従います。
- 4 部活動を含む学校関連行事、地域行事、市役所関連行事等の使用を優先し、使用許可が取り消されたときも異議を申し立てません。
- 5 営利目的での使用は行いません。
- 6 使用中は、団員、同伴者、見学者等の指導・監督を責任を持って行います。
- 7 使用後は、施錠を確認し、原状に復し、清掃を行い、学校教育に支障のない良好な状態に整備します。
- 8 施設、備品の破損または事故が生じた場合は、速やかに教育委員会及び学校管理者並びに関係機関 に申し出て、その指示に従います。
- 9 使用時の事故については、使用者の責任及び負担となることを了承します。
- 10 使用する用具については、各自用意し、学校備品の使用については、学校管理者に事前に相談します。また、団体や個人が所有している物品を無断で施設内に保管しません。
- 11 運動場に設置しているものを移動させたり、グラウンドの形状を無断で変更することはしません。
- 12 自家用車の使用を控え、無断で校内への車両の乗り入れは行いません。
- 13 火気は使用しません。
- 14 校内へのアルコール類の持込み及び酒気帯びでの運動は行いません。
- 15 学校敷地内禁煙を守り、敷地外であっても近隣住民等に迷惑がかからないように節度ある喫煙を心がけます。
- 16 その他、近隣住民の迷惑になるような行為を行いません。
- 17 その他学校体育施設開放事業に関する諸規定を遵守します。

	年	月	日
団体名			
代表者氏名			

学校体育施設開放事業使用団体登録証

登録番	号第		号
	年	月	日
(年	.)	

様

和歌山市教育委員会 教育長

学校体育施設開放事業使用団体の登録について、次のとおり登録を許可する。

使	用	学	杉	き 名	
施	設		種	別	
団		体		名	
登	録		種	目	
有	効		期	間	
そ	の他	必	要	事 項	

(注意事項)

- 1 この登録証は、責任者が保管すること。
- 2 登録証は、他に転貸してはならない。
- 3 登録証を紛失したときは、速やかにその理由を付して教育委員会に届け出ること。
- 4 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出ること。
- 5 学校体育施設開放事業に関する諸規定、教育委員会、学校長及び運営委員会の指示等に違背したときは、登録を取り消すことがある。
- 6 未提出書類などがある場合は、登録を取り消すことがある。

学校体育施設使用実績表

年度 前期・後期 分

和歌山市立	学校体育施設開放運営委員	会
登録番号		免除該当
		□有
登録団体名	連絡先(電話番号)	□無

						T # ma	+ 88 半6	ı	1	
			使	用日時			寺間数	空調使用	使用人数	備考
	_					1団体で使用	2団体で使用			2
1	年	<u>月</u>	日	曜日	~					
2	年	月	日	曜日	~					
3	年	月	日	曜日	~					
4	年	月	日	曜日	~					
5	年	月	日	曜日	~					
6	年	月	日	曜日	~					
7	年	月	日	曜日	~					
8	年	月	日	曜日	~					
9	年	月	日	曜日	~					
10	年	月	日	曜日	~					
11	年	月	日	曜日	~					
12	年	月	日	曜日	~					
13	年	月	日	曜日	~					
14	年	月	日	曜日	~					
15	年	月	日	曜日	~					
16	年	月	日	曜日	~					
17	年	月	日	曜日	~					
18	年	月	日	曜日	~					
19	年	月	日	曜日	~					
20	年	月	日	曜日	~					
21	年	月	日	曜日	~					
22	年	月	日	曜日	~					
23	年	月	日	曜日	~					
24	年	月	日	曜日	~					
25	年	月	日	曜日	~					
26	年	月	日	曜日	~					
27	年	月	日	曜日	~					
28	年	月	日	曜日	~					
29	年	月	日	曜日	~					
30	年	月	日	曜日	~					
31	年	月	日	曜日	~					
32	年	月	日	曜日	~					
33	年	 月	日	曜日	~					
34	年	月	日	曜日	~					
35	年	月	日	曜日	~					
36	年	月	日	曜日	~					
37	 年	月	日	曜日	~					
38	年	月	日	曜日	~					
39	年		日	曜日	~					
40	年	月	日	曜日	~					
41	年	 月	日	曜日	~					
42	年		日	曜日	~					
43	年	 月	日	曜日	~					
44	年		日	曜日	~					
45	年	<u></u> 月	日	曜日	~					
-0		/1	<u>_</u> 合	計		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		
				пі		1	l	I .		

事務局計算欄	× 170	× 85	× 850
(この欄は記入しないでください。)			

[※] 下記項目に、内容を確認後、チェックしてください。

[□] 合計時間や合計人数等、記入漏れはないか

学校体育施設使用許可申請書

年 月 日

和歌山市立

学校長 様

登録団体名

代表者氏名

電 話 携帯電話

和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する実施細則第6条の規定によ り、次のとおり体育施設の使用許可を申請します。

使用日時	1	年	月	日 (曜)	時	分から	時	分まで
(準備及び整備の	2	年	月	日 (曜)	時	分から	時	分まで
時間を含む)	3	年	月	日 (曜)	時	分から	時	分まで
	4	年	月	日 (曜)	時	分から	時	分まで
	5	年	月	日 (曜)	時	分から	時	分まで
	6	年	月	日 (曜)	時	分から	時	分まで
	7	年	月	日 (曜)	時	分から	時	分まで
	8	年	月	日 (曜)	時	分から	時	分まで
	9	年	月	日 (曜)	時	分から	時	分まで
	10	年	月	日 (曜)	時	分から	時	分まで
	11	年	月	日 (曜)	時	分から	時	分まで
	12	年	月	日 (曜)	時	分から	時	分まで
	13	年	月	日 (曜)	時	分から	時	分まで
	14	年	月	日 (曜)	時	分から	時	分まで
	15	年	月	日 (曜)	時	分から	時	分まで
	16	年	月	日 (曜)	時	分から	時	分まで
	17	年	月	日 (曜)	時	分から	時	分まで
施設種別							実費免		free
使用付属設備 運動用具	_						除団体 の該当	有	• 無

上記、使用日時については、 年 月 日の日程調整会議で調整済である。

年 月 日

和歌山市立

委員長

学校体育施設開放運営委員会

上記の申請による体育施設の使用について、次のとおり許可します。

学校体育施設使用許可証

許可番号 第

年 月 日

和歌山市立 学校長

[※]原本は運営委員会で保管してください。

[※]学校関連行事、地域行事、市役所関連行事、その他管理運営上支障がある場合は、使用許可が取り消され ることがあります。

学校運動場夜間照明施設使用許可申請書

年 月 日

和歌山市教育委員会 教育長 様

 住
 所

 申請者
 団体名

 氏名

 まる

 メール

和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する実施細則第7条の規定により、次のとおり夜間照明施設の使用許可を申請します。

使	用		場		所									
(使月	月する学校に	〇印を	付けて	くださ	い。)									
使	用		目		的					使用予定.	人数			人
使	用	の	期	1	間	年	月	日()	午後 時	分かり	ら午後	時	分まで
使	用	責	任	<u>-</u>	者	口申請者と同じ		住	所					
	713	_	-		1			電	話	_		_		
そ	の他	必	要	事	項									

学校運動場夜間照明施設利用券

 許可番号
 号

 年
 月
 日

夜間照明施設管理人 様

使	用		場	所									
(使用?	る学校に	〇印を	付けてくだ	さい。)									
使	用		目	的					使用予	定人数			人
使	用	の	期	間	年	月	日()	午後	時 分か	ら午後	時	分まで
使	用	責	任	者					電話		_	_	_
取	扱		者	印	※取拮	及者印7	なきもの	は、	無効とみ	なします。			

夜間照明施設の点灯は、この利用券を管理人に渡してからです

和歌山市教育委員会

学校運動場夜間照明施設使用許可書

許可番号		号
年	月	E

†					
----------	--	--	--	--	--

和歌山市教育委員会 教育長

年 月 日付けで申請のあった施設の使用については、次のとおり許可する。

使	用	:	—— 場	所							
(使用	する学校に	.〇印を付	けてくだ。	さい。)							
使	用		目	的				使用予定	定人数		人
					年	月	日()	午後 時	分から午後	時	分まで
					年	月	日()	午後 時	分から午後	時	分まで
					年	月	日()	午後 時	分から午後	時	分まで
					年	月	日()	午後 時	分から午後	時	分まで
					年	月	日()	午後 時	分から午後	時	分まで
					年	月	日()	午後 時	分から午後	時	分まで
					年	月	日()	午後 時	分から午後	時	分まで
使	用	の	期	間	年	月	日()	午後 時	分から午後	時	分まで
					年	月	日()	午後 時	分から午後	時	分まで
					年	月	日()	午後 時	分から午後	時	分まで
					年	月	日()	午後 時	分から午後	時	分まで
					年	月	日()	午後 時	分から午後	時	分まで
					年	月	日()	午後 時	分から午後	時	分まで
					年	月	日()	午後 時	分から午後	時	分まで
					年	月	日()	午後 時	分から午後	時	分まで
使	用	責	任	者			その他 必要事項				

[※]学校教育施設につき、空き缶・ゴミは必ずお持ち帰り下さい。

[※]裏面の注意事項を必ずお読みください。